

令和6年度気候関連財務情報開示を活かした

自然関連財務情報開示支援モデル事業

(通称：ネイチャー開示実践事業)

公募要領

1 背景

持続可能な社会実現には炭素中立（カーボンニュートラル）のみならず、自然再興（ネイチャーポジティブ）や循環経済（サーキュラーエコノミー）との相互関係を意識し統合的な施策を実施する必要がある。このため、炭素中立（及び循環経済）と自然再興とのシナジー・トレードオフを考慮した対応策を検討する等、炭素中立・循環経済・自然再興の3分野の同時達成を実現する企業等の取組を促進していくことを目指している。

中でも自然再興において、2023年9月に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）開示提言が公表されて以来、賛同企業は順調に増加し、実際に情報開示を進める企業も増加するなど、国内外で自然に関する情報開示への関心・要請は高まっている。一方で、自然に関する情報開示には「依存」、「影響」や「地域性を踏まえた影響評価」等独自の視点を分析に織り込む必要があり、依然として課題を抱えている企業も多い状況である。

こうした状況を踏まえ、本事業では自然に関する企業の情報開示における「シナリオ分析」と「目標設定」について伴走支援し、成果を広く公開することで国内におけるTNFD等開示の質的向上・量的拡大を目指している。

また、国内で取組が進む気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に沿った分析・情報開示を活用し、TNFD提言に沿った情報開示に係る作業負荷を軽減していくことも想定している。

さらに、セクター毎の課題整理につながるよう、業界団体等（サステナビリティ開示に関わる企業団体、経済団体等）との意見交換を行うことも想定している。得られた成果は成果報告会で広く発信すると共に、環境省が発行している「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ」の改訂版に掲載する予定である。

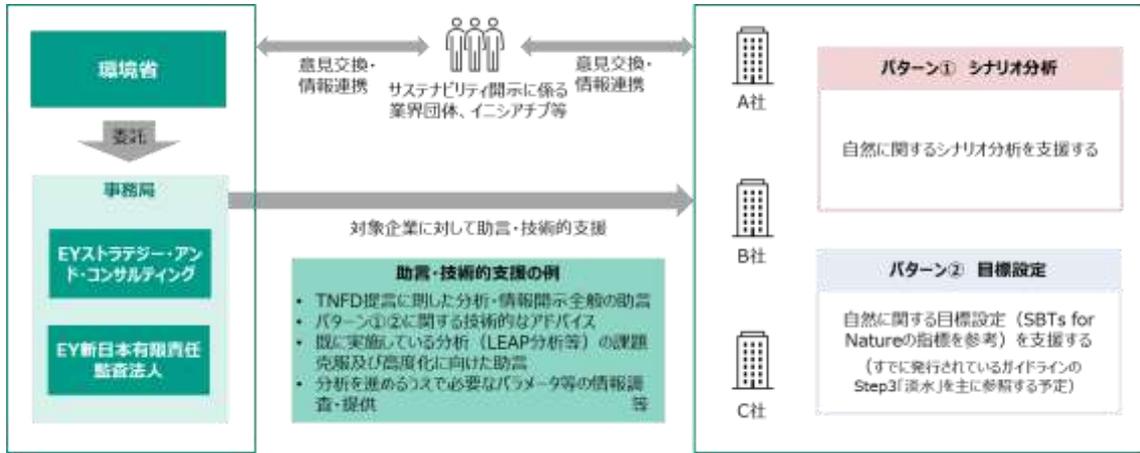
なお、本事業に関する事務運営は、環境省から委託を受けた EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EYSC」という。）、EY 新日本有限責任監査法人（以下「EYSN」という。）が事務局となって実施する。

2 モデル事業の内容

2.1 公募の対象

本事業では、TNFD 開示提言等に沿った情報開示の内、特に日本企業が課題としている自然関連の①シナリオ分析と②目標設定について支援を行う。なお、本モデル事業では金融機関は支援の対象外とする。

- ・パターン① シナリオ分析：自然に関する企業のシナリオ分析を支援する
- ・パターン② 目標設定：自然に関する企業の目標設定を支援する



モデル事業の支援体制のイメージ

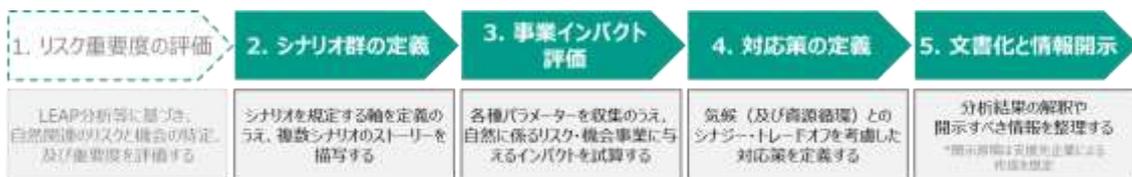
2.2 応募企業に求められる役割と事務局による支援の進め方

採択された応募企業は、令和6年9月～令和7年1月の約5カ月間、自らが主体的に下記

2.2.1 または 2.2.2 に示す取組を行い、事務局はその一連の取組の専門的助言を行う。なお、令和7年1月（予定）に事務局が開催する本事業の成果報告会に参加していただく。

2.2.1 パターン①シナリオ分析

パターン①では、自然関連のシナリオ分析を支援する。支援内容は以下を想定しているが、応募企業のこれまでの取組状況や要望を踏まえて、個別に調整する。

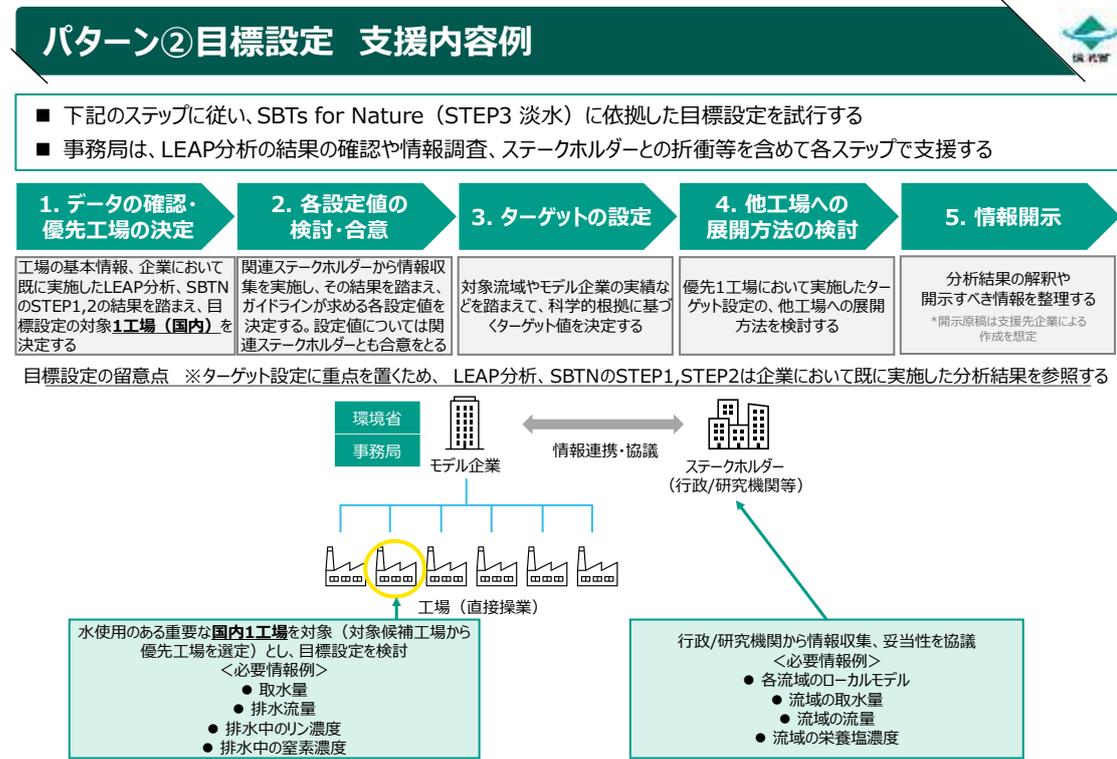


シナリオ選択の留意点 ※支援企業決定後に、企業との協議に基づき選択することを想定

タイプ	タイプ1 独自シナリオ×気候変動シナリオ 統合	タイプ2 独自シナリオ×気候変動シナリオ 独立	タイプ3 例示シナリオ×気候変動シナリオ 統合	タイプ4 例示シナリオ×気候変動シナリオ 独立								
自然資本シナリオ	<p>自社独自シナリオの構築</p> <table border="1"> <tr> <td>シナリオa XXXXX</td> <td>シナリオb XXXXX</td> </tr> <tr> <td>シナリオd XXXXX</td> <td>シナリオc XXXXX</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然に係る重要な2つの不確実性を特定する ・ 特定された2つの軸を交差させることで、自社独自のシナリオを構築する 		シナリオa XXXXX	シナリオb XXXXX	シナリオd XXXXX	シナリオc XXXXX	<p>TNFD例示シナリオの採用</p> <table border="1"> <tr> <td>シナリオa Ahead of the game</td> <td>シナリオb Go fast or go home</td> </tr> <tr> <td>シナリオd Back of the list</td> <td>シナリオc Sand in the gears</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下2つの軸を交差させることで導出されるTNFD例示シナリオを採用する ✓ 市場/非市場原理の一貫性（移行リスク） ✓ 生態系サービスの劣化（物理リスク） 		シナリオa Ahead of the game	シナリオb Go fast or go home	シナリオd Back of the list	シナリオc Sand in the gears
シナリオa XXXXX	シナリオb XXXXX											
シナリオd XXXXX	シナリオc XXXXX											
シナリオa Ahead of the game	シナリオb Go fast or go home											
シナリオd Back of the list	シナリオc Sand in the gears											
気候変動シナリオ	支援先企業がTCFD開示で用いている気候変動シナリオを統合	気候変動シナリオとは独立して考える	支援先企業がTCFD開示で用いている気候変動シナリオを統合	気候変動シナリオとは独立して考える								

2.2.2 パターン②目標設定

パターン②では、自然関連の目標設定を支援する。支援内容は以下を想定しているが、応募企業のこれまでの取組状況や要望を踏まえて、個別に調整する。



4

3 モデル事業への参加方法

3.1 応募手続き及び支援先企業等の採択

3.1.1 応募手続き

応募企業は、申請書に必要事項を記載し、提出期限までに下記提出先へ電子メールにて提出すること。提出された申請書は本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しない。

3.1.2 募集期間

令和6年8月1日（金）～8月26日（月）17時必着

3.1.3 申請書提出先

令和6年度 ネイチャー開示実践事業 事務局

Email : r6disclosure.support@jp.ey.com

3.1.4 採択基準と採択数

次の評価項目を踏まえ、申請内容を総合的に評価し、取組内容や企業規模、業種などのバランス等を勘案しつつ、採択先を選定する。必要に応じて、申請書を提出した申請者に対し事務局から、申請書の内容に関する問合せやヒアリングを行う場合がある。

応募条件を満たしている申請の中から、申請書の記載内容とヒアリング結果を総合的に考慮し、支援先企業を3社採択する予定。（審査及び審査内容は非公開）

評価項目

		パターン① シナリオ分析	パターン② 目標設定
必須条件	共通	<ul style="list-style-type: none"> • TNFD 提言に沿った LEAP アプローチを用いて初歩的な分析を実施していること • 本募集要項で計画している支援面談や成果報告会にすべて参加ができること • 事業の成果や分析に用いたデータのうち、モデル事業として他社にも参考として共有すべき項目・部分は、対外的に公表できること（成果報告会での発表、環境省 WEB サイトでの掲載、TNFD 等関連イベントでの公開、など） • サステナビリティ開示に係る業界団体やイニシアチブ等に加盟・参画しており、且つ連携（成果報告や意見交換）が可能であること 	
	パターン別	<ul style="list-style-type: none"> • TCFD 提言に沿ったシナリオ分析を実施・開示していること • 本モデル事業で実施するシナリオ分析結果を開示する予定であること 	<ul style="list-style-type: none"> • 目標設定対象候補 1~3 工場を選定可能 • 各工場における、住所、水関連データの提供が可能
加点要素	パターン別	<ul style="list-style-type: none"> • 気候（及び資源循環）とのシナジー・トレードオフを考慮した対応策を定義・開示する意向があること 	<ul style="list-style-type: none"> • 各工場における、水源の情報提供が可能 • 候補工場が優先的に目標設定をすべき評価・裏付けが可能 • 目標設定結果をその他工場等に水平展開する準備がある • SBTs for Nature の STEP1,STEP2 に取り組んでいる

4 その他、免責事項等

- 応募企業が環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと
- 応募企業は、本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省及び環境省の委託先事務局である EYSC、EYSN にも共有されることに同意すること。
- 支援先企業等の名称は、環境省 WEB サイト等において公表する。また、不採択となった応募企業の名称は公表しない。
- 本モデル事業において作成した資料の著作権は環境省及び EYSC、EYSN に属し、支援先企業は非独占的使用権を許諾されるものとする。（複製、改変に関しては自己利用のみ可能。）
- 成果報告会において支援先企業が作成した資料の著作権については、支援先企業等に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定（※）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。（URL）<http://www.env.go.jp/mail.html>
- 本モデル事業において、環境省及び EYSC、EYSN に提供された企業情報及び個人情報については、本モデル事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、EYSC、EYSN が使用することに同意すること。
- 本モデル事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本モデル事業を中止する場合があります。
- 応募企業は、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。